

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第18回本部員会議

次 第

日時：令和3年7月26日（月）

午前11時30分～

場所：別館9階 特別第1会議室

1 開 会

2 議 事

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| (1) 新型コロナウイルス感染症者発生・入院等の状況 | 資料1-1 |
| 第5波に備えた医療提供体制について | 資料1-2 |
| (2) 東部地域における感染拡大を踏まえた対応について | 資料2 |
| (3) 沼津市・下田市における飲食店に対する営業時間の短縮要請 | 資料3 |
| (4) 「バイ・シズオカ～今こそ！しずおか!!元気旅!!!～」について | 資料4 |
| (5) Go To Eat キャンペーン食事券への対応 | 資料5 |
| (6) その他 | |

3 知事からの指示

資料6

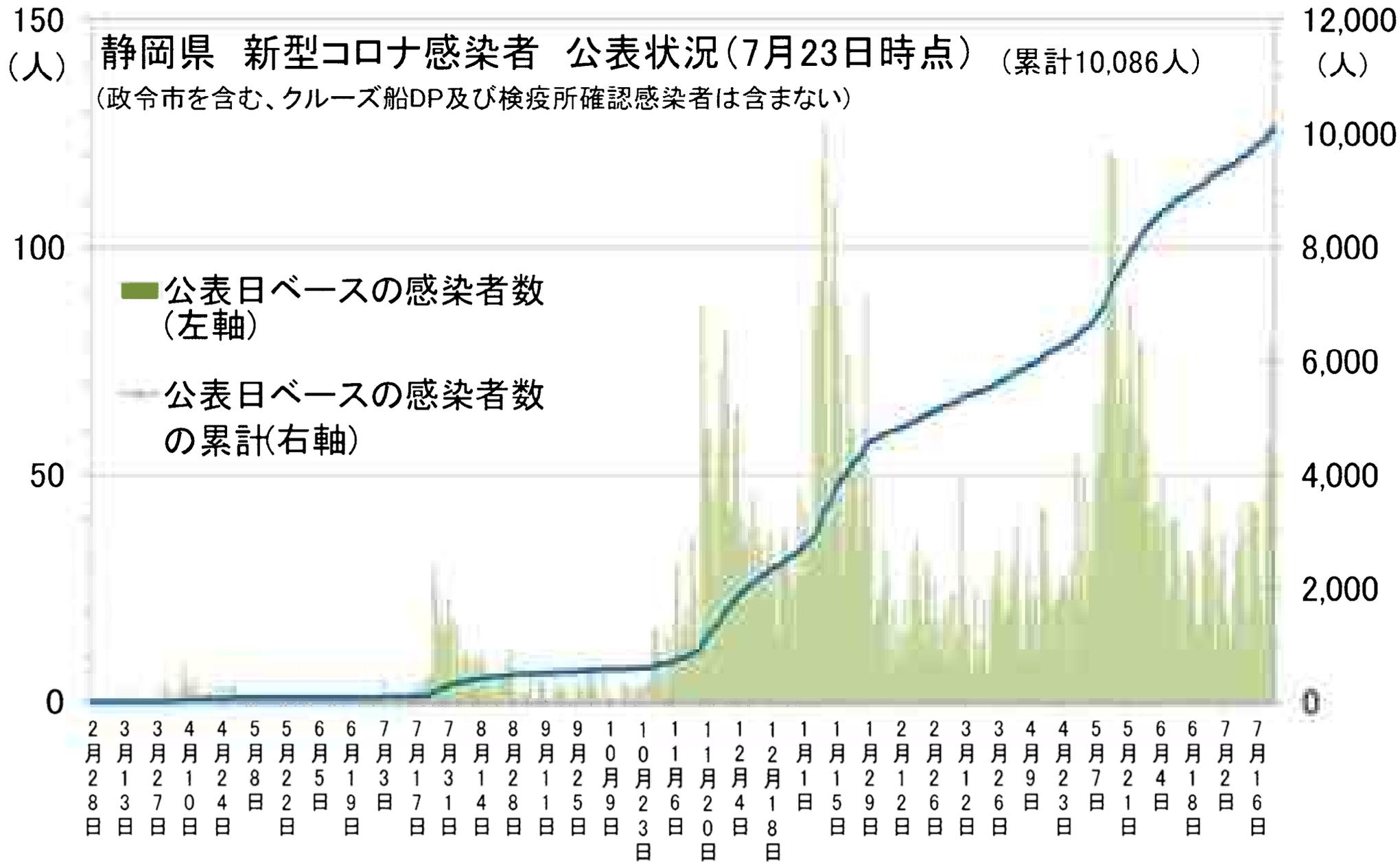
4 閉 会

※本部員会議終了後、正午から知事記者会見を開催（別館2階第2会議室）

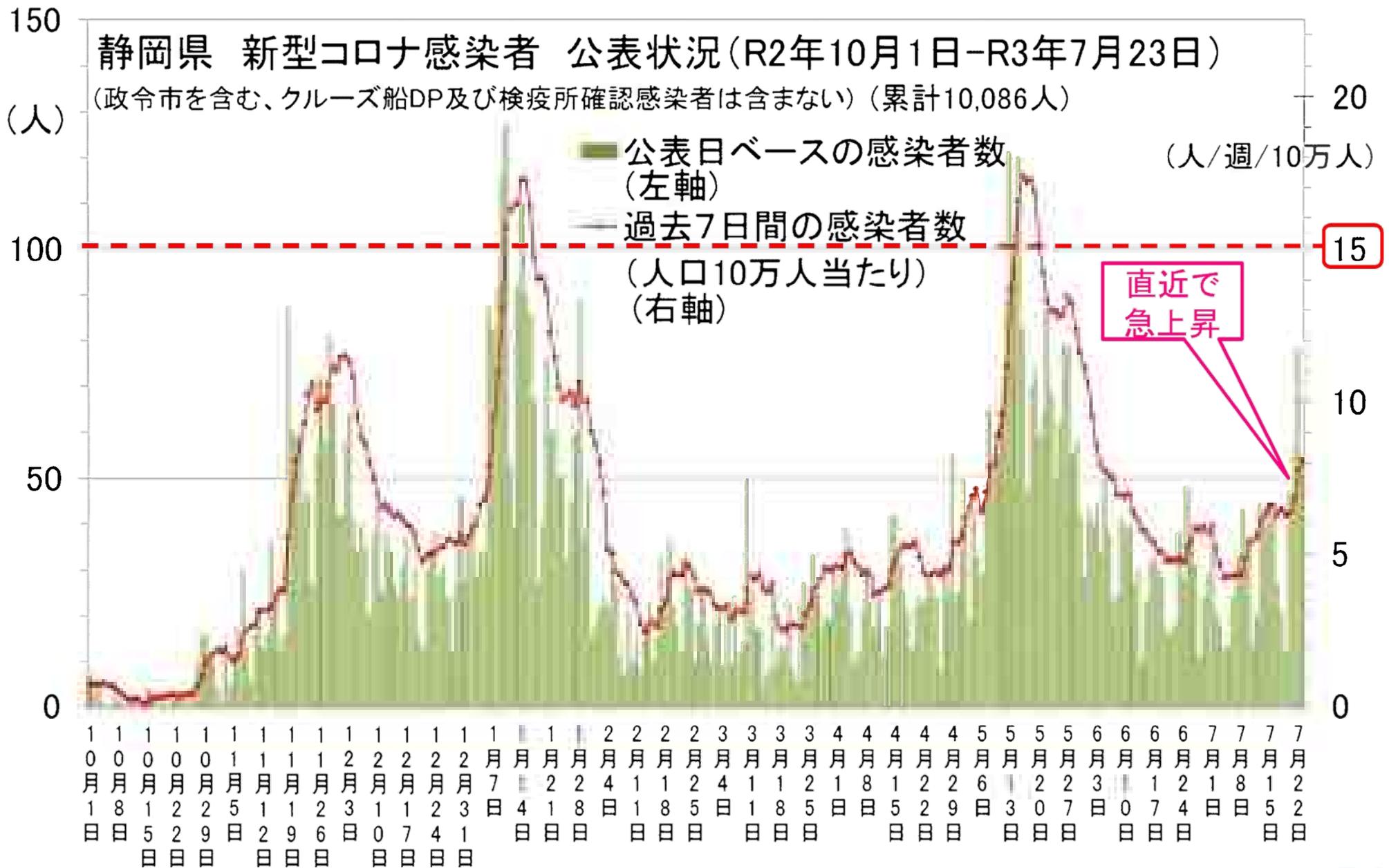
「県民への呼びかけ」を行う。

静岡県の
新型コロナウイルス感染症者
発生・入院等の状況
(2021年7月23日時点等)

静岡県健康福祉部 新型コロナウイルス対策課



月 その月の 公表者数	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	9人	61人	4人	6人	192人	207人	61人	115人	1012人	1013人	1909人	551人	574人	746人	1930人	941人	771人

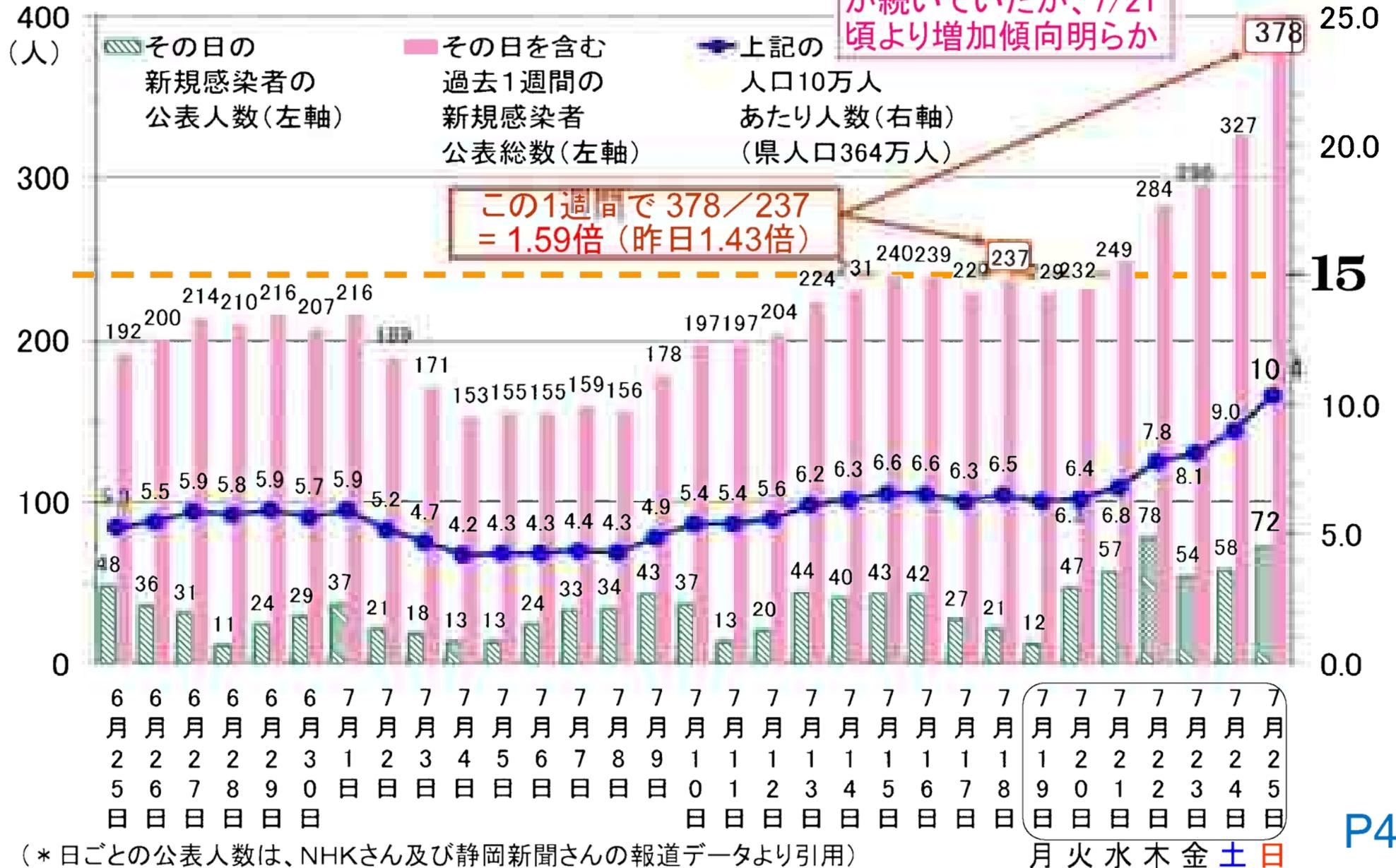


静岡県の直近1週間の新型コロナ新規感染者数の状況

《7月25日時点》

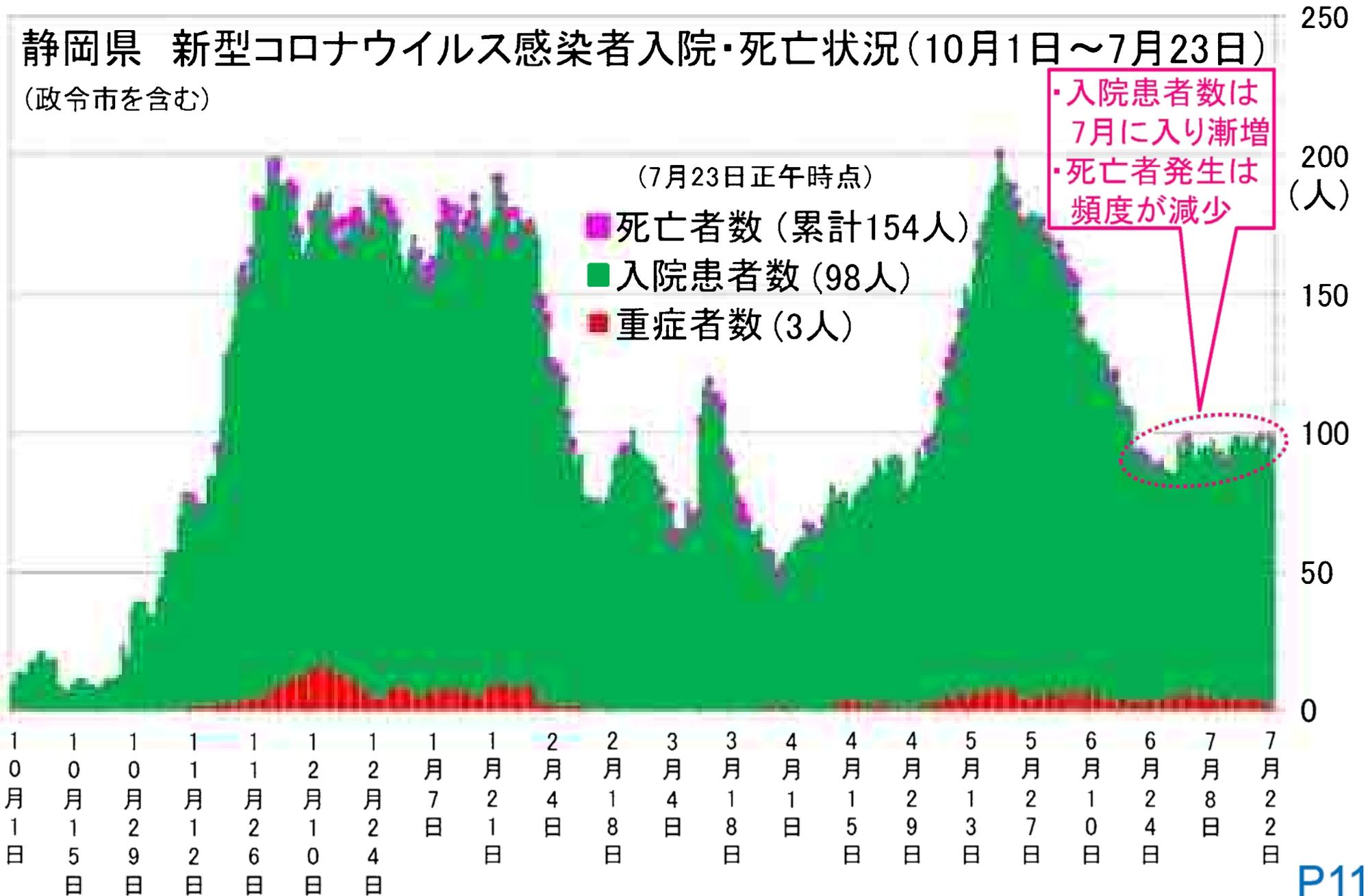
(公表日ベース*)

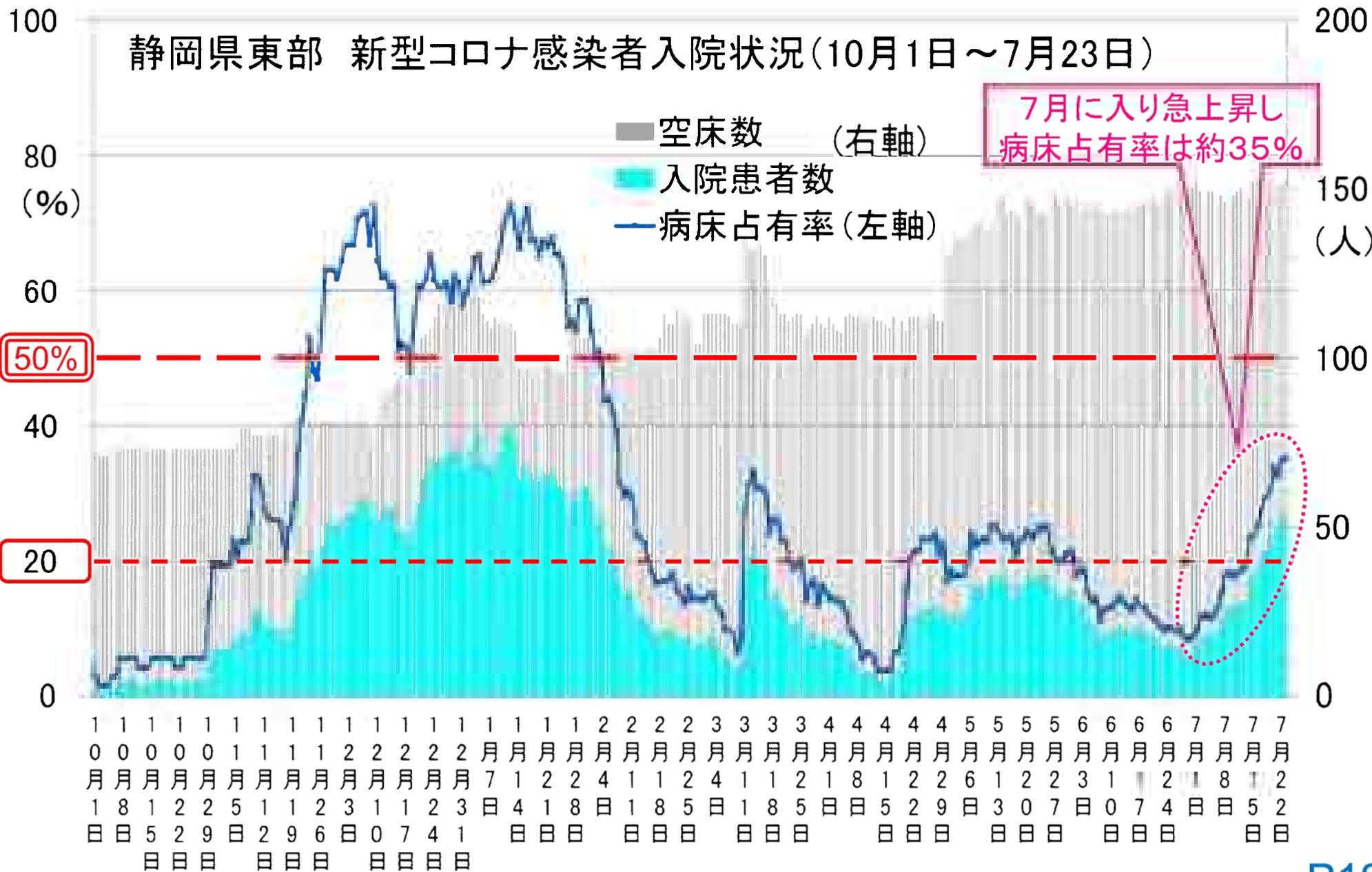
7/13から1週ほど6台
が続いていたが、7/21
頃より増加傾向明らか

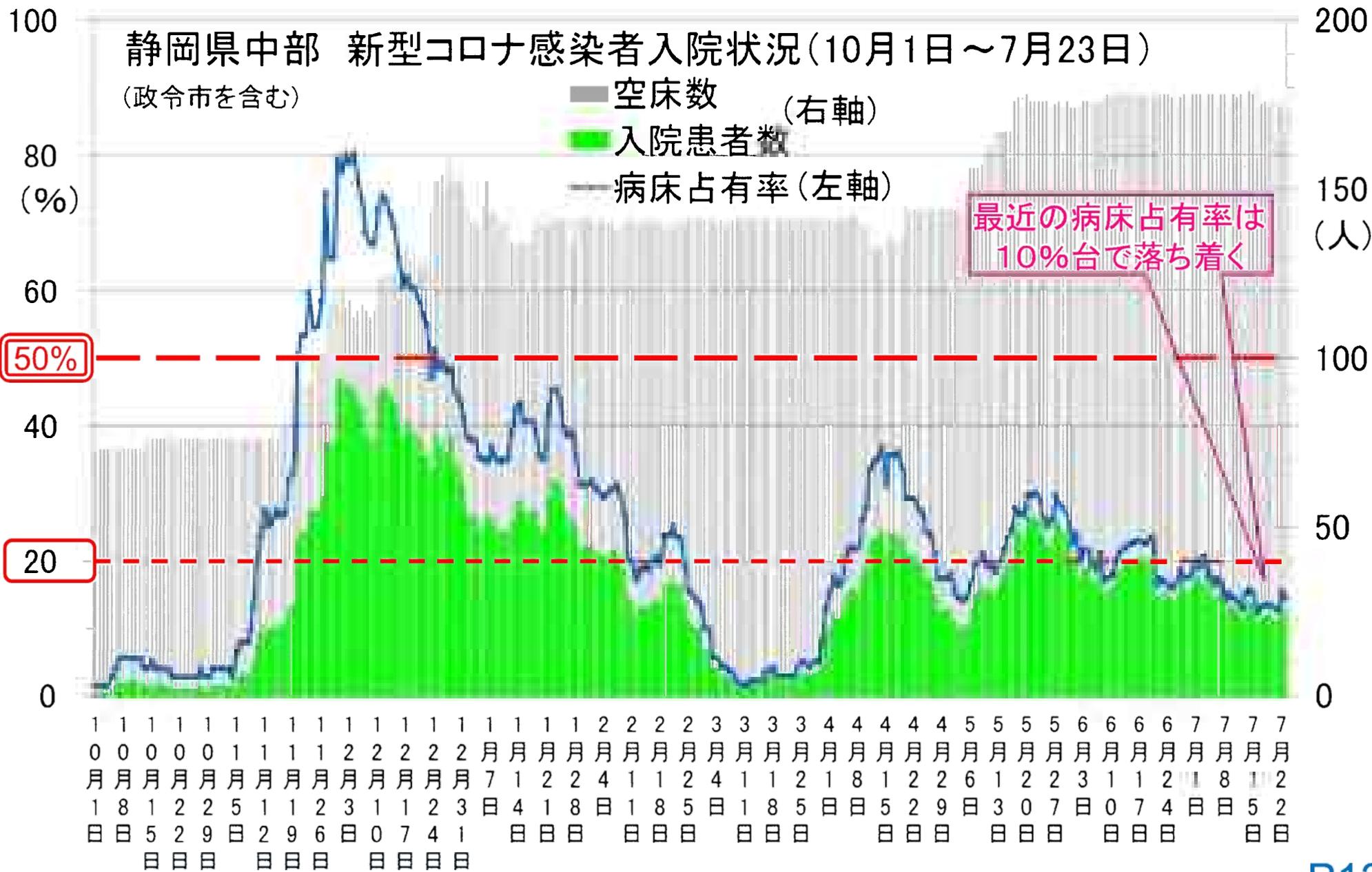


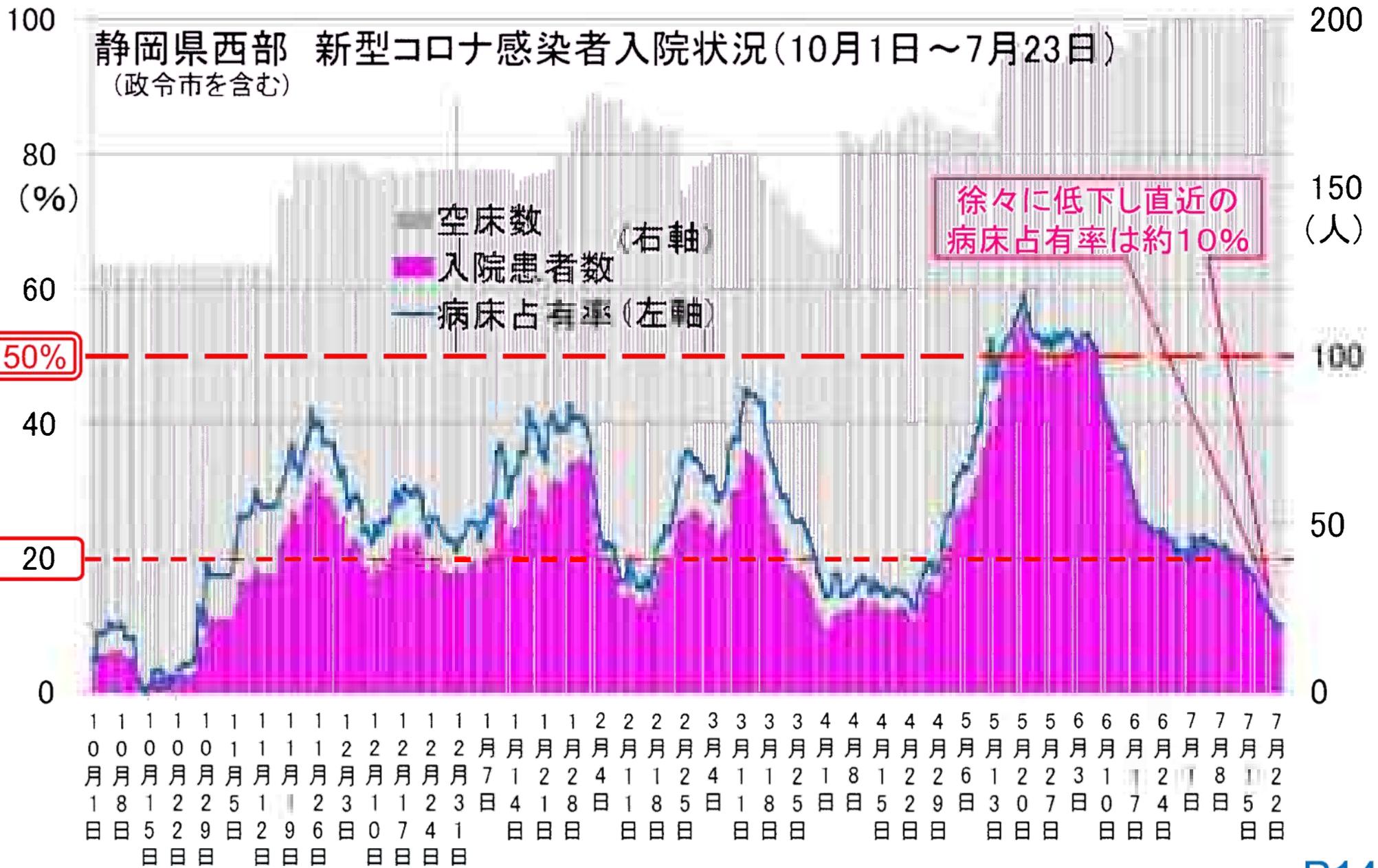
静岡県 新型コロナウイルス感染者入院・死亡状況(10月1日～7月23日)

(政令市を含む)

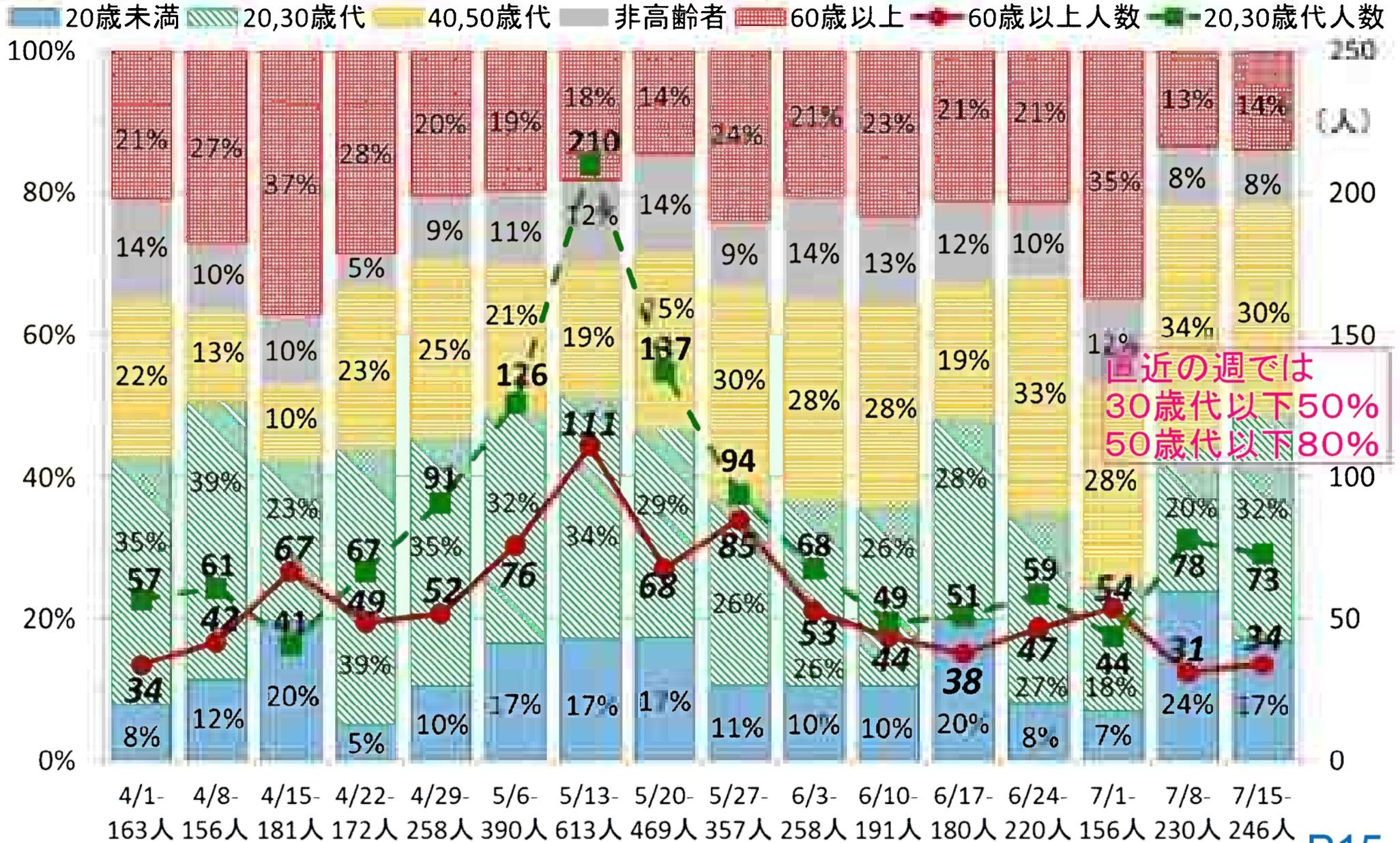








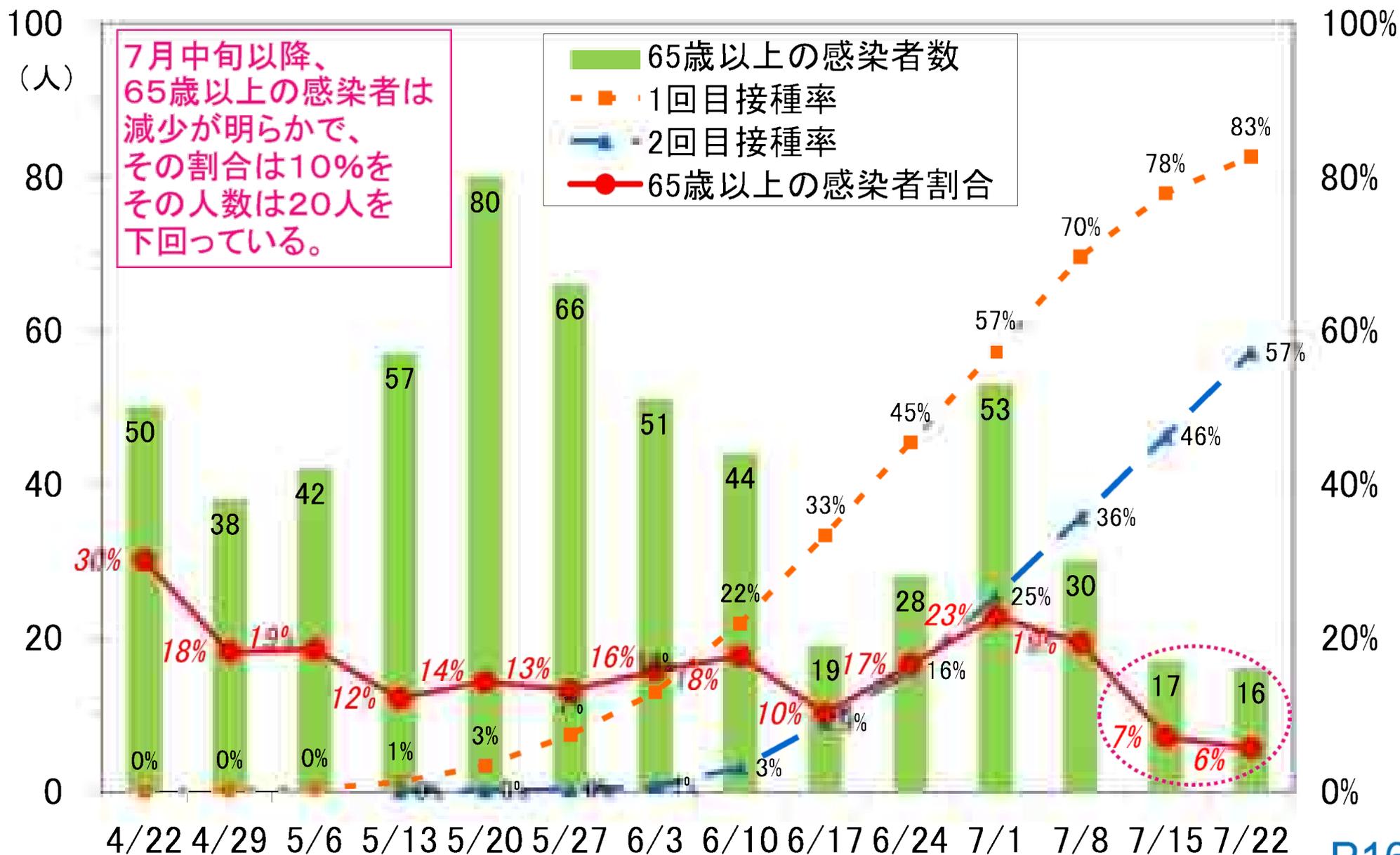
県内新型コロナウイルス感染者 週別 年齢分布状況 (4/1~7/21)



近の週では
30歳代以下50%
50歳代以下80%

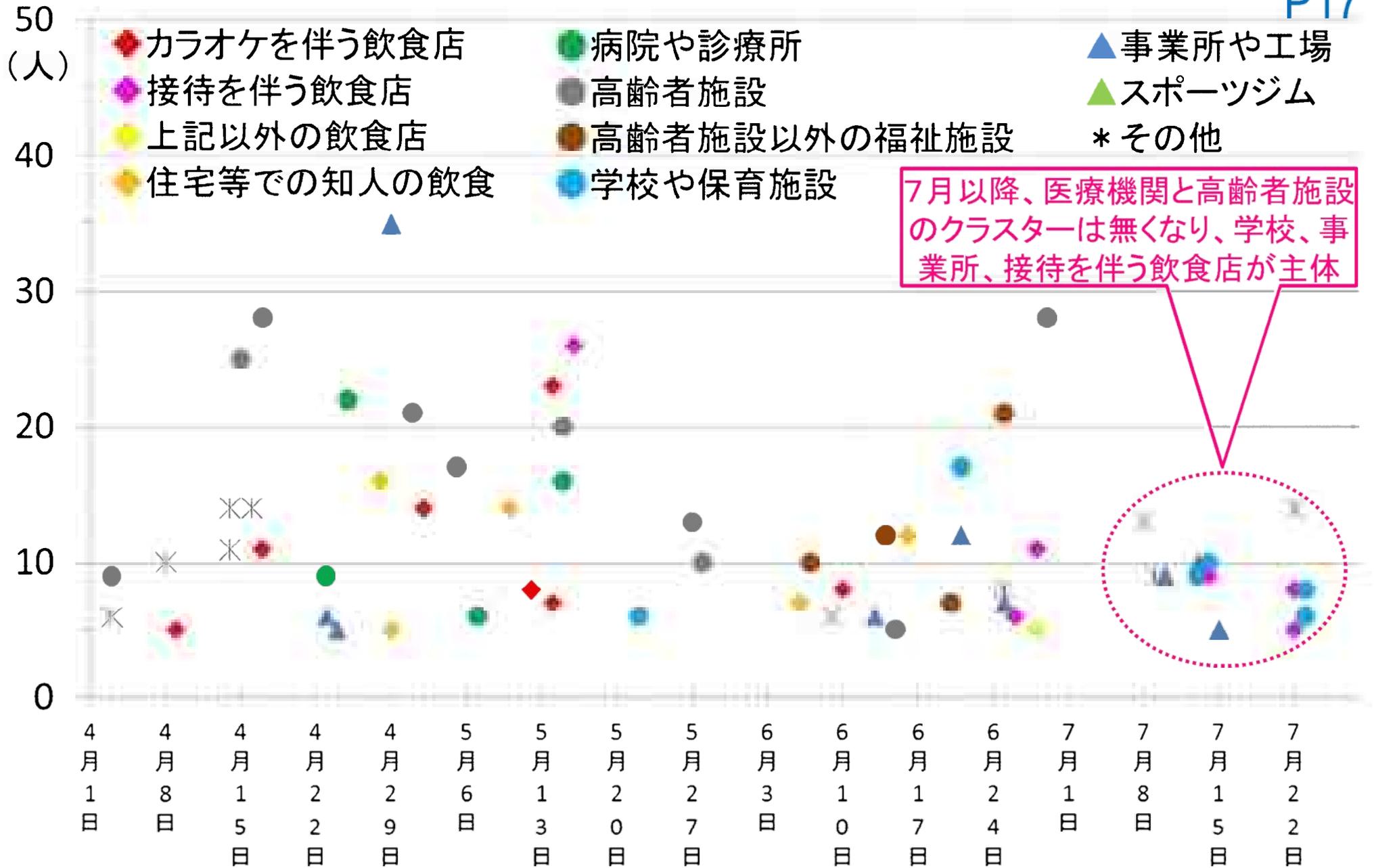
(人数は公表日ベース、週は国ステージや県感染流行期設定の週)

65歳以上のワクチン接種状況と感染者発生（～7/22）

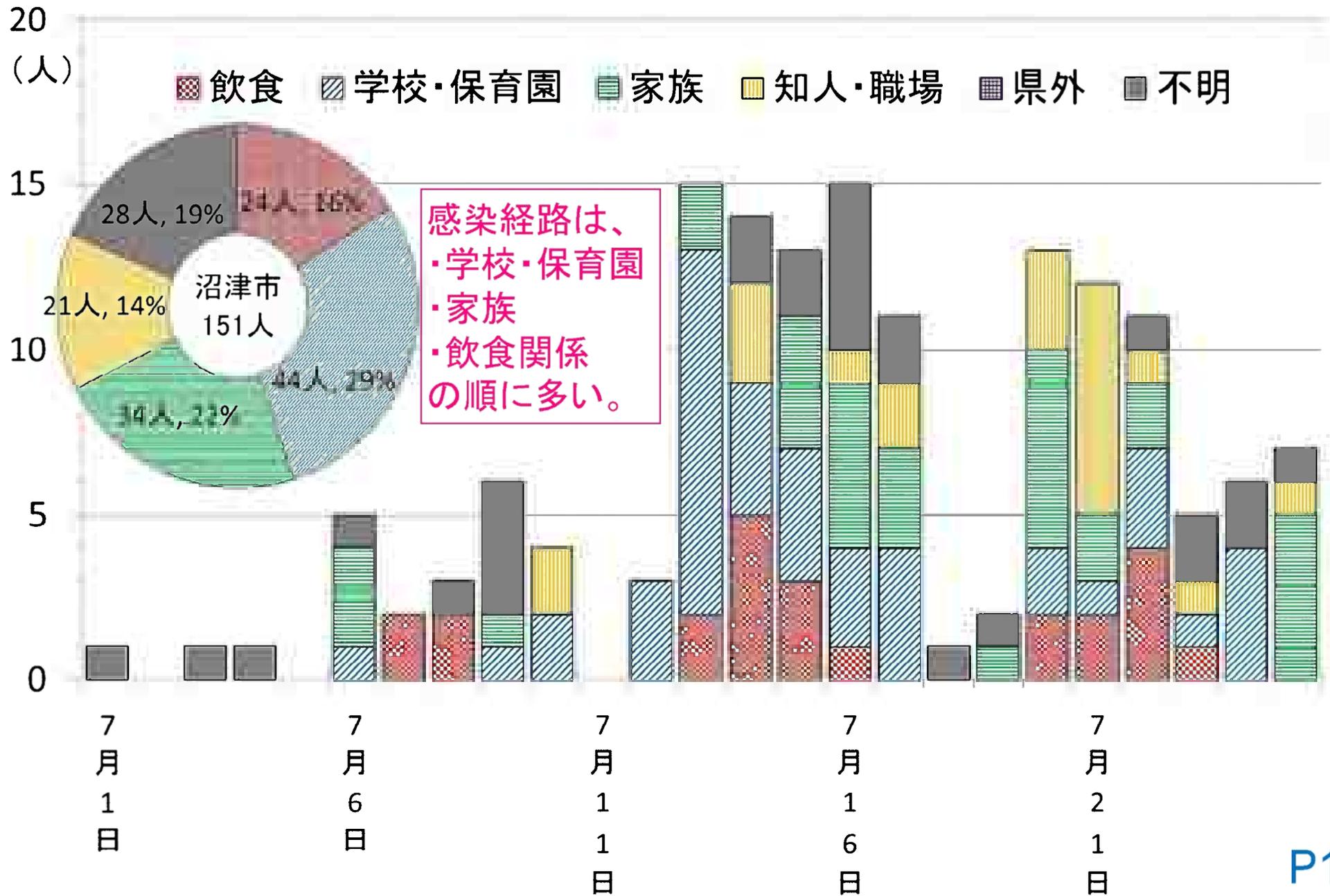


県内感染者集団(クラスター)の確認日と人数(4/1~7/23)

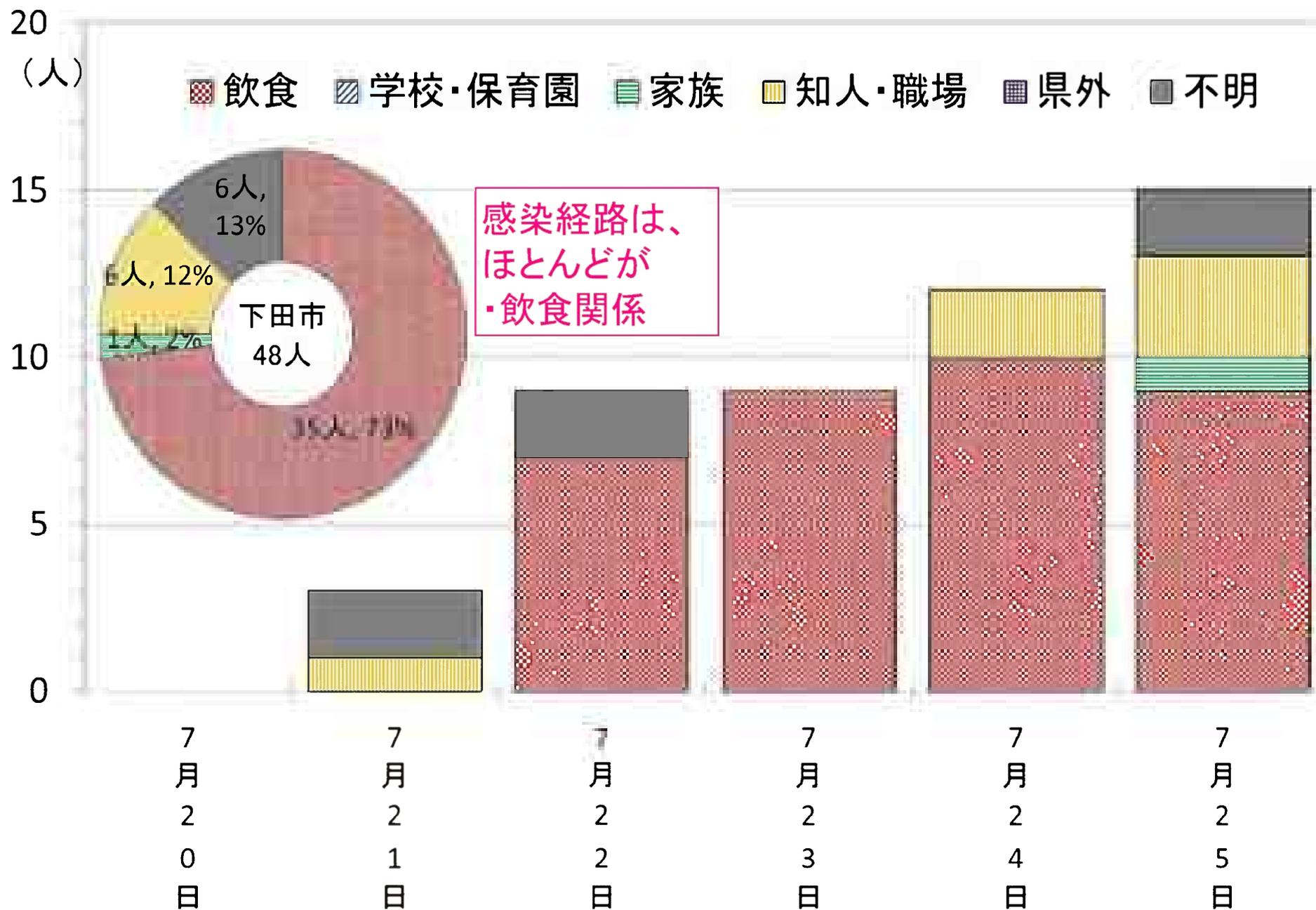
P17



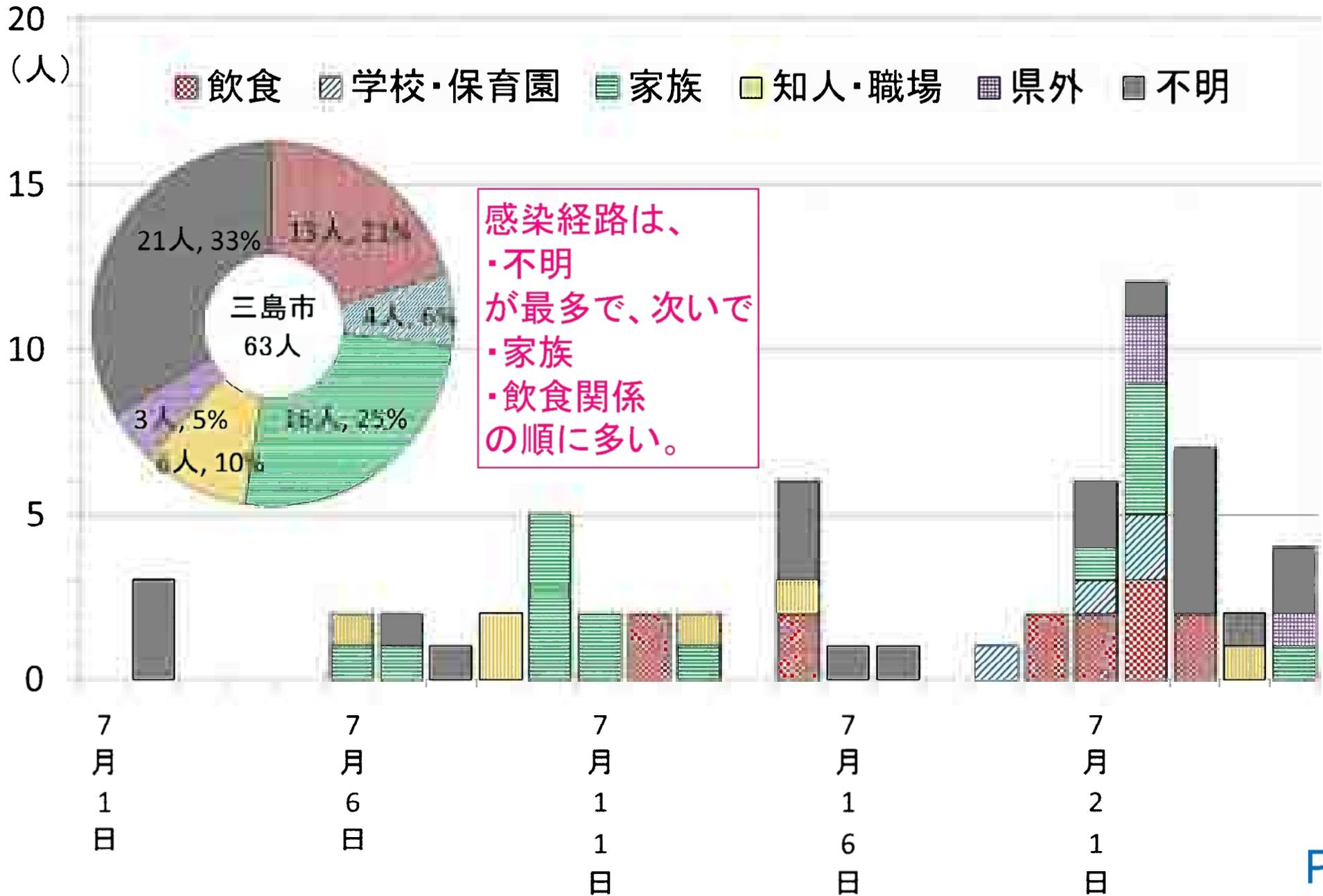
沼津市の新規感染者の公表日毎人数と感染経路 (7/1~7/25)



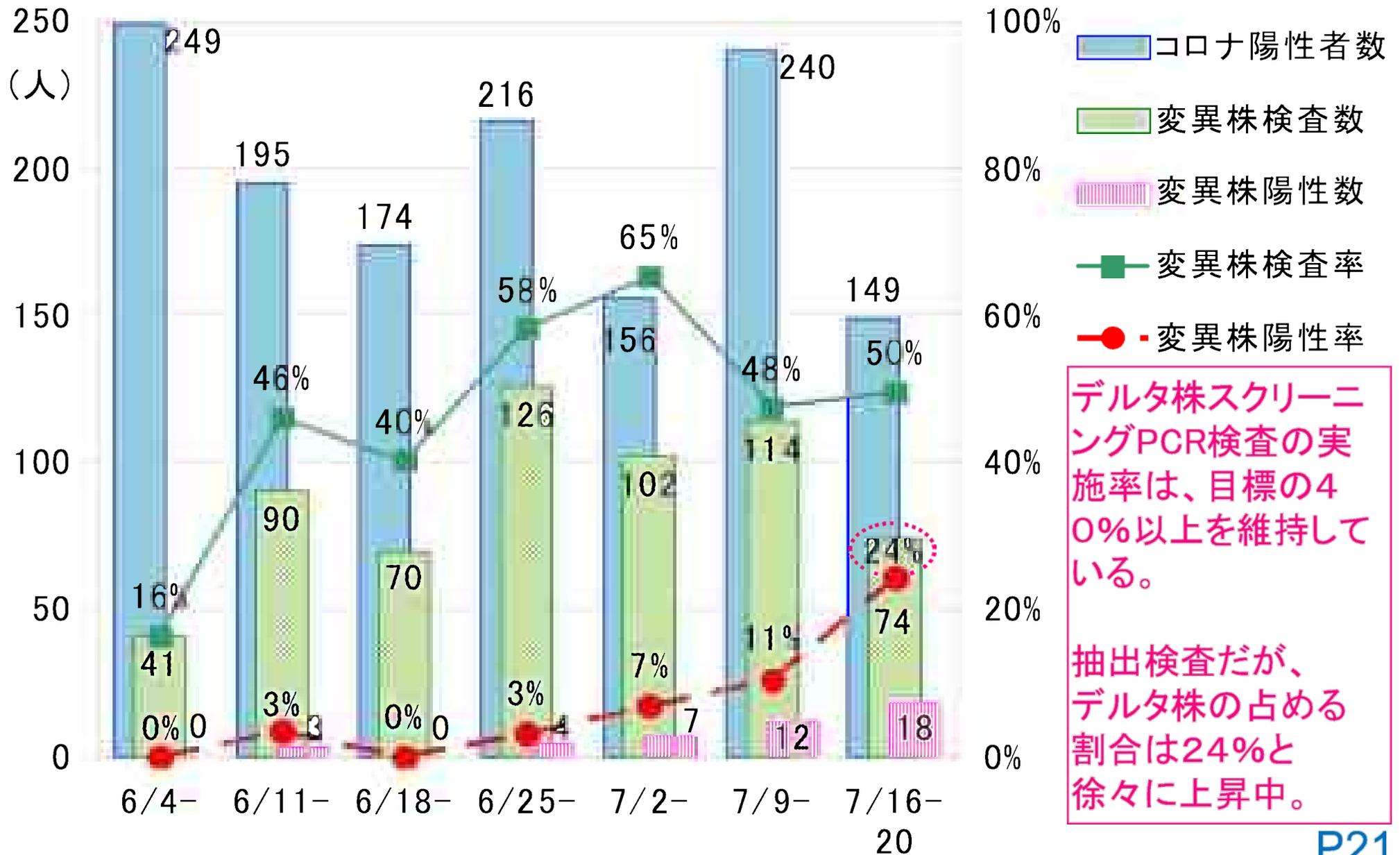
下田市の新規感染者の公表毎人数と感染経路 (7/20~7/25)



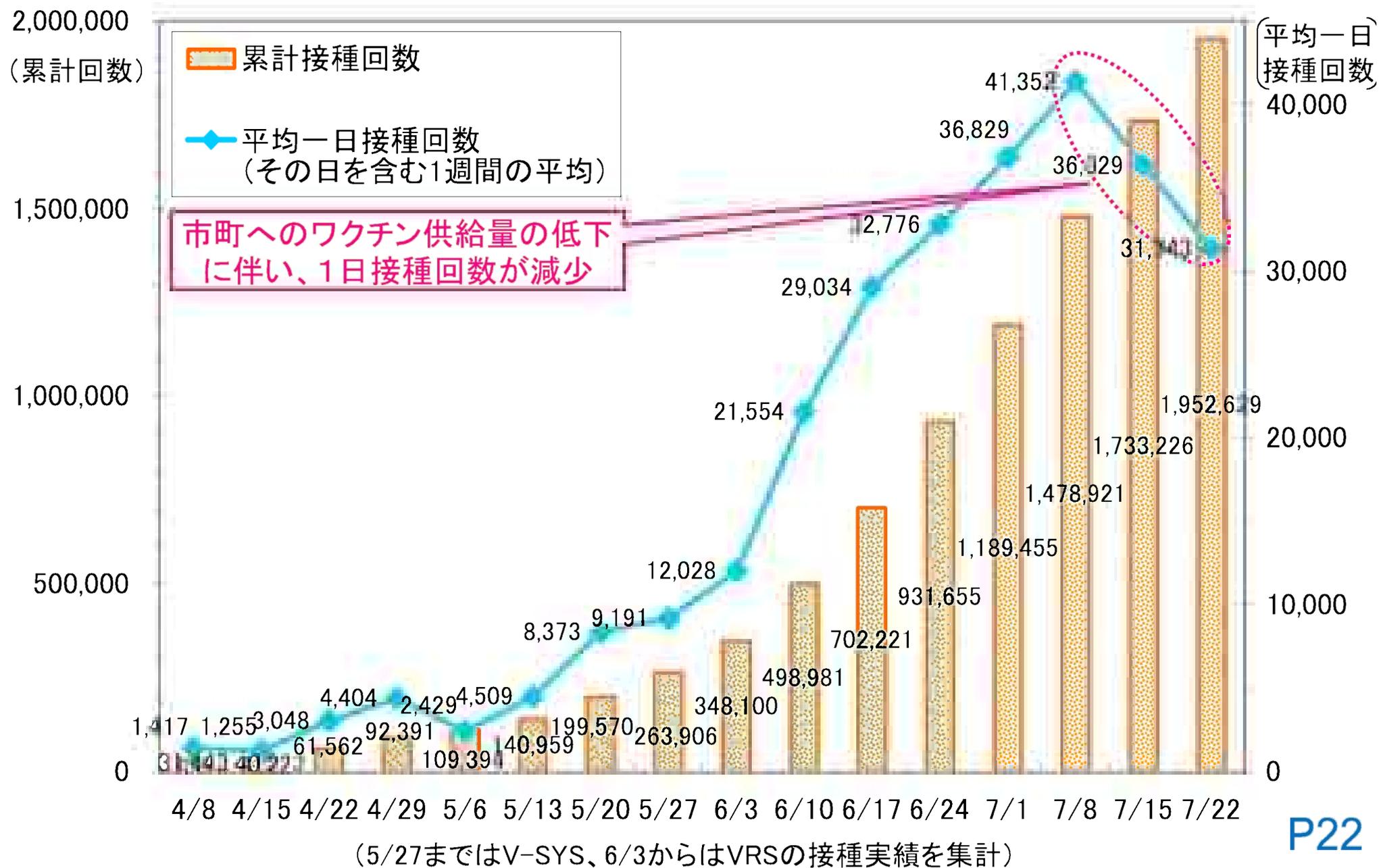
三島市の新規感染者の公表日毎人数と感染経路 (7/1~7/25)



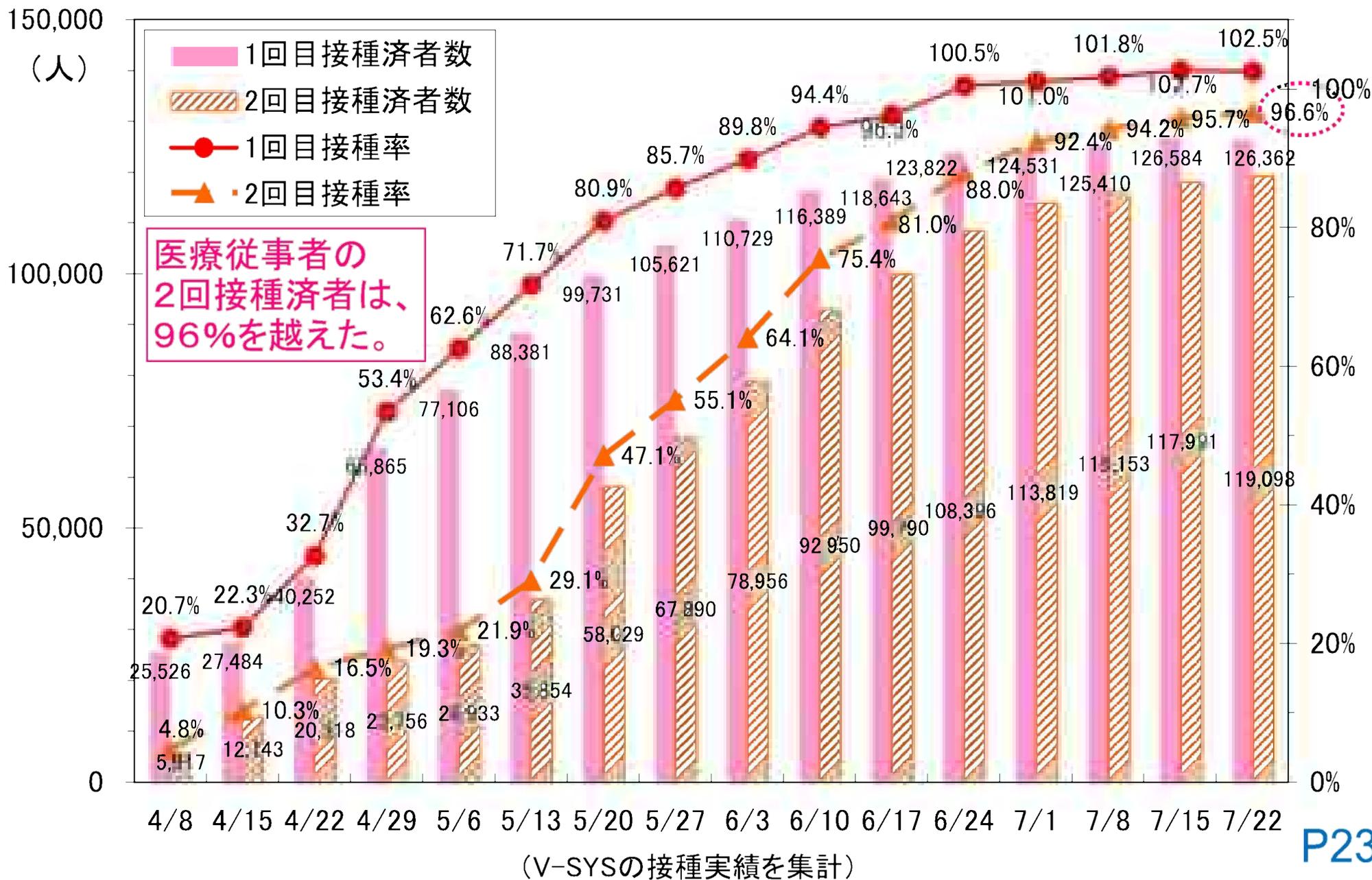
静岡県 新型コロナ デルタ株(インド株)の検査状況(6/4~7/20)



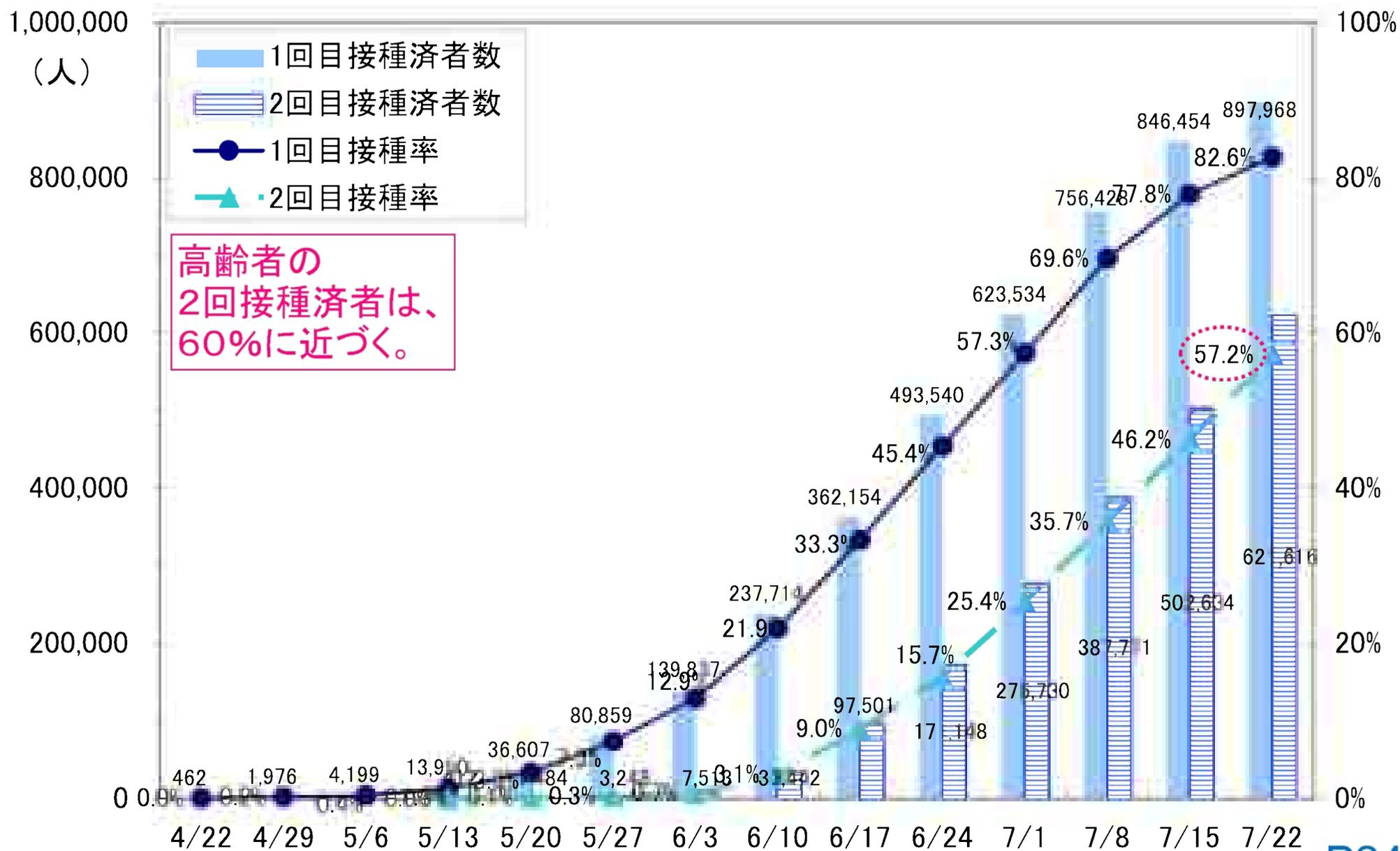
コロナワクチン 県全体の接種の状況（～7/22）



コロナワクチン 県内医療従事者の接種の状況（～7/22）

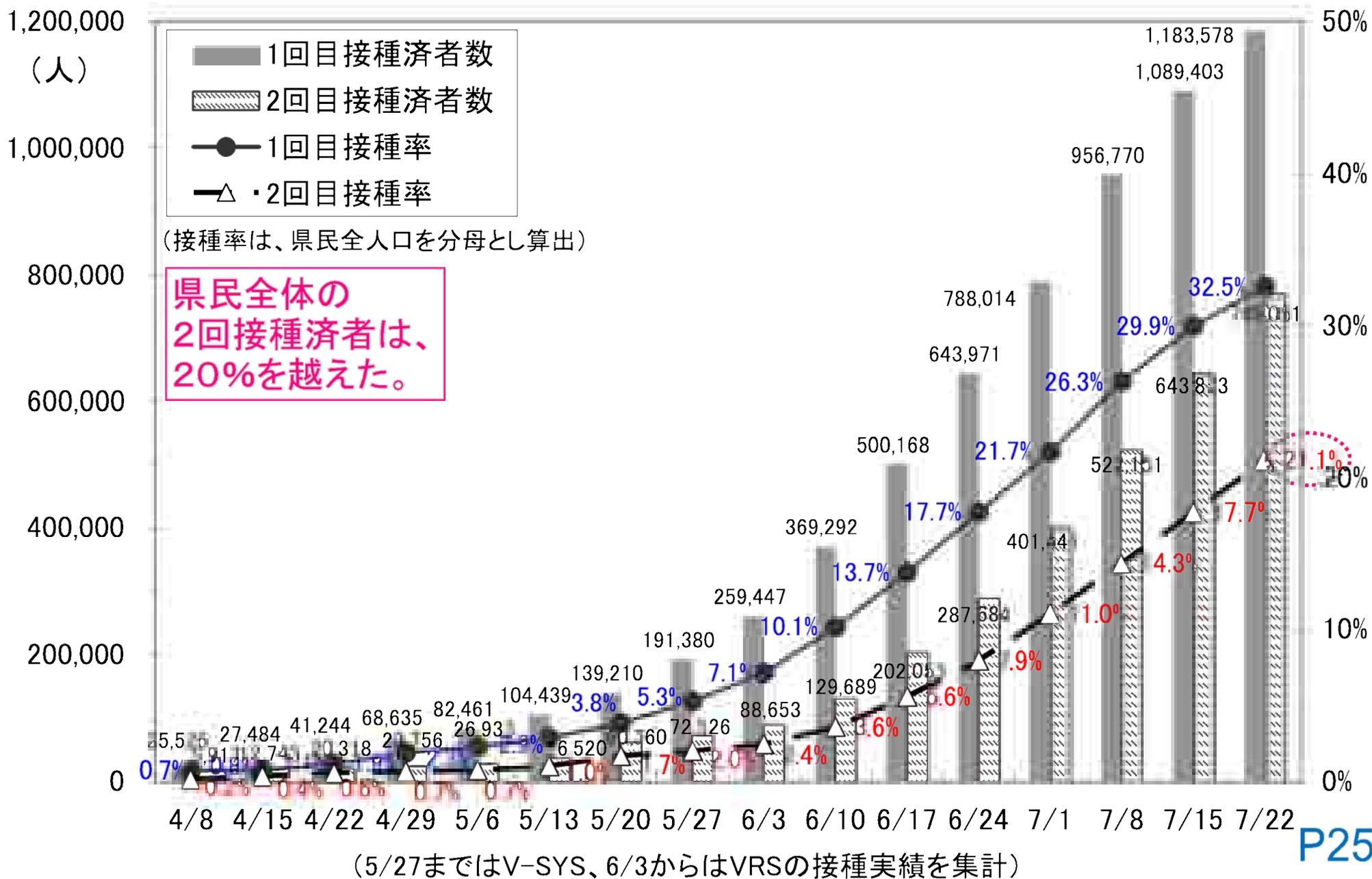


コロナワクチン 県内高齢者の接種の状況（～7/22）



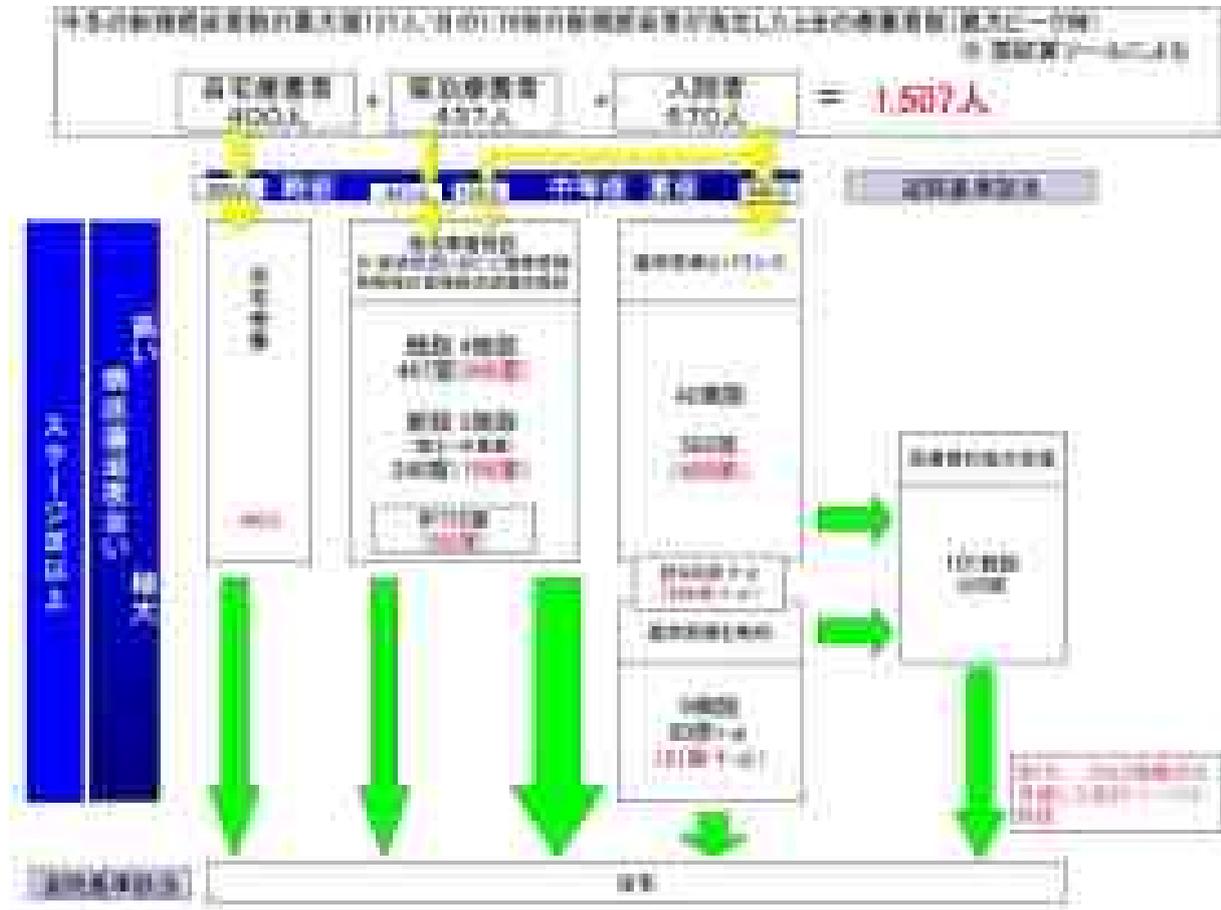
(5/27まではV-SYS、6/3からはVRSの接種実績を集計、7/1からは接種率の分母人口を国使用の108.7万人に変更)

コロナワクチン 県民全体の接種の状況（～7/22）



第5波に備えた医療提供体制について（健康福祉部）

1 医療提供体制全体スキーム



2 東部地域の病床逼迫への対応

(1) 更なる病床確保

東部地域の重点医療機関へ更なる病床の確保を依頼

(2) 広域調整の実施

第3波時に東部地域において病床が逼迫したことを受けて、県病院協会及び重点医療機関の協力を得て、早い段階から広域調整を開始

(3) 後方支援病院等への転院の促進

発症後10日を経過した陽性患者について後方支援病院への転院を促進

東部地域における感染拡大を踏まえた対応について（案）

令和 3 年 7 月 26 日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、デルタ株による感染拡大が顕著となっている首都圏との経済交流が活発な県東部地域において、相次いでクラスターが発生する等、感染が急拡大し、医療体制への負担が増大し続けている。

これまでの変異株よりも感染力が強いデルタ株への転換が進んでいる中で、夏休みやお盆休みの帰省、夏祭りなどのイベント等による人流拡大の可能性が高まる時期を迎えることから、今後も感染拡大が続けば、警戒レベル 5 への引き上げが見込まれる。このため、これ以上の感染拡大を防止すべく、以下の対応を実施する。

1 感染状況の継続的監視と情報発信

「ふじのくにシステム」に基づく感染状況等の日々の監視・評価を継続し、変化が認められた場合は、「警戒レベル」を直ちに変更する。

2 医療提供体制の確保

更なる病床の確保、入院の広域調整、後方支援病院への転院促進を円滑に行い、東部地域における医療体制の逼迫度の軽減を図る。

3 飲食店への営業時間の短縮要請

同一市町で複数の飲食関連のクラスターが発生した沼津市、下田市では、市内全域の飲食店に対して営業時間の短縮を要請する。他の市町においても基準に該当した場合には、速やかに営業時間の短縮を要請する。

4 東部地域への最大限の注意喚起

感染が拡大している東部地域において、「外出時や会話時のマスクの着用」、「こまめな手洗いの徹底」、「人と人との距離の確保」、「適切な換気の実施」など、これまでの感染防止対策を再度徹底するよう要請する。

5 夏休みに向けた感染防止対策

夏休みを迎え、注意力低下や気の緩みによる感染リスクの高まりを抑制するため、事業者への施設、業種ごとの感染防止ガイドラインの徹底、並びに県民への旅行や帰省、イベント等への参加における感染防止対策の徹底について更なる注意喚起を行う。

沼津市・下田市における飲食店に対する営業時間の短縮要請

沼津市及び下田市での感染状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定による飲食店に対し、営業時間の短縮要請を行う。

○ 時短要請を行う基準

特定の市町において、次のすべての状況が認められた場合。

状 況	判断基準 (本県独自)	感染状況（7月25日時点）	
		沼津市	下田市
人口10万人あたり直近1週間の新規感染者数	25人以上 (国のステージⅣ相当)	29.5人	226.8人
飲食店クラスター	同一の市町内で、概ね3km以内の範囲において直近1週間以内に2件以上の飲食店クラスターが発生	2件(7/22判明)	2件(7/22、7/25判明) ※飲食店を利用した団体のクラスター
病床の占有状況	対象市町が所在する地域（東部・中部・西部）の病床占有率が50%を超える	東部地域	38.8%
		駿東田方圏域	66.7%
			賀茂圏域では4床しか確保しておらず、他圏域の医療機関に入院している状況にある

○ 要請内容等

区 分	内 容	
要請者	県が市町及び国と協議の上、要請 (新型インフルエンザ特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)	
要請の理由	更なる感染拡大を防止するため、以下の条件を総合的に判断 ・直近 1 週間の新規陽性者数が人口 10 万人あたり 25 人以上 ・飲食関連のクラスターが 2 件以上発生 ・対象市町が所在する地域の病床占有率が 50%超	
対象区域	・沼津市全域 (対象施設数：約 2,240 店舗) ・下田市全域 (対象施設数：約 630 店舗)	
対象施設	飲食店	
要請期間	令和 3 年 7 月 28 日(水)から令和 3 年 8 月 10 日(火)まで [14 日間]	
営業自粛時間	20 時から翌朝 5 時まで (酒類提供は 19 時から翌朝 5 時まで自粛)	
協力金	対象事業者	対象区域内で要請に応じた事業者 ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主 ・静岡県暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団関係者でないこと
	支給条件	ふじのくに安全安心認証を申請するなど、感染防止対策の業種別ガイドライン等を遵守していること
	金額	中小企業：事業規模により 2.5～7.5 万円×協力日数 大企業：前年度又は前々年度からの 1 日当たりの売上高減少額の 4 割 (最大 20 万円) ×協力日数
	費用負担	国 8 割、地方 2 割 (地方 2 割を県 2/3、市 1/3 で負担)
	交付・確認事務	沼津市、下田市
	事務費	あり (振込手数料、郵送料等、県で定める経費)

「バイ・シズオカ～今こそ！しずおか!!元気旅!!!～」について

(スポーツ・文化観光部)

1 要旨

県民を対象とした県内観光促進事業（事業期間：7/12～8/31）は、現時点において、事業停止の判断基準であるステージⅢ相当に至っていないが、沼津市など一部地域での急激な拡大等、新規感染者数の増加傾向や医療提供体制の確保状況を踏まえ、感染拡大防止の観点から、7月30日以降の予約についての割引を停止する。

2 宿泊・日帰り旅行割引の対応（案）

(1) 感染拡大防止の観点から、感染が落ち着くまでの間、以下の通り対応

- ・ 7月30日以降の予約についての割引を停止（教育旅行も含む）
- ・ 県内コンビニエンスストアでの県内旅行券の発券及び県内旅行業店舗での受付を停止
- ・ コールセンターにて、県民・事業者からの問い合わせに対応

(2) 旅行者・事業者双方への感染防止対策の更なる徹底を呼びかけ

26日(月)	27日(火)	28日(水)	29日(木)	30日(金)	31日(土)
知事臨時会見					
感染対策徹底	●————→				
新たな予約割引停止発表	●————→			新たな予約の割引停止 ●————→	
コンビニ発券停止発表	●----- (周知期間) ----->			コンビニ発券停止 ●————→	

3 新たな予約についての割引の再開判断

ステージⅡ以下の状況にあり、感染状況の落ち着きが見られた段階で、健康福祉部や危機管理部と協議し、事業期間の延長を含め判断する。

<参考>事業概要 バイ・シズオカ～今こそ！しずおか!!元気旅!!!～

対象者	静岡県民（同居の方との少人数の旅行に限る） ※ 旅行業店舗や宿泊施設等で、県民であること及び同居の方との旅行であることを確認	
事業期間	令和3年7月12日（月）～8月31日（火）	
割引内容 〔①+③〕 〔②+③〕	①宿泊割引	県内宿泊施設の宿泊費の1/2以内（1人1泊最大5,000円）
	②日帰り旅行割引	旅行商品代金の1/2以内（1人最大5,000円）
	③地域クーポン	割引に合わせ付与（1人最大2,000円）
利用方法 (①又は②)	①コンビニで購入した旅行券・地域クーポンを現地支払いの際に利用 ②県内旅行業店舗での旅行予約を割引し、地域クーポンを土産物店等で利用	

令和3年7月26日

Go To Eatキャンペーン食事券への対応

(経済産業部)

本県での新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会が農林水産省から事業を受託している「Go To Eat キャンペーン」については、次のとおりとする。

- ・ 県は、実施事業者に対して、7月27日から当面の間、テイクアウト及びデリバリーを除く食事券の利用については自粛していただくよう、参加店舗及び利用者への呼びかけを要請する。
- ・ 県としても、食事券利用者に対して、同様の自粛を呼びかける。

<本県のGo To Eat キャンペーンの経過>

時 期	赤富士券 (静岡県商工会議所連合会等)	青富士券 (静岡県商工会連合会)
令和2年 10月 26日	食事券の販売開始	
令和2年 12月 1日～ 令和3年 3月 7日	食事券の販売の一時停止	(食事券は11月末で完売)
令和2年 12月 28日～ 令和3年 3月 7日	食事券の利用自粛 (テイクアウト及びデリバリーは可)	
令和3年 3月 8日	食事券の販売再開 (5月終了) 利用自粛の解除	利用自粛の解除
令和3年 5月 15日～ 7月 2日	食事券の利用自粛 (テイクアウト及びデリバリーは可)	
令和3年 7月 3日～ 26日	食事券の利用自粛解除 (アルコールを伴う食事を除く)	
令和3年 7月 27日～	食事券の利用自粛 (テイクアウト及びデリバリーは可)	
使用期限	10月31日	7月31日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第18回本部員会議

本部長指示事項（案）

- 本県では、7月に入り、変異株による感染拡大による感染者が急増しており、特に東部地域では、7月25日現在の1週間あたりの新規感染者数が人口10万人あたり20.6人であり、かつ、病床占有率が38.8%となり、医療体制のひっ迫が懸念されております。これから夏休みや帰省、イベントの開催等、人流が拡大する時期を迎えることから、ここで何としても、これ以上の感染拡大を防止するため、改めて各種対策を徹底を図ることとします。
- 現在、東京都と沖縄県に対して緊急事態宣言が発出されており、また、神奈川県や大阪府を含む1府3県に対しては、まん延防止等重点措置が発出されております。本県は、東西から感染拡大の影響を受けており、特に東部地域では、接待を伴う飲食店や事業所、学校等において複数のクラスターが発生している等、感染力の強い変異株の影響を受けていると見られます。
- こうした中、感染拡大を防止するため、複数の飲食関連のクラスターが発生した沼津市及び下田市において、営業時間の短縮要請を行うことといたしました。県民の皆様には、変異株の感染力の強さを踏まえ、不要不急の県境を跨ぐ移動の自粛、屋外の飲食の場を含めたマスクの着用 of 徹底など、一層の感染防止行動の徹底を呼びかけてまいります。県職員自身も緊張感を持ち、自身や家族、職場での感染防止対策をしっかり行ってください。
- 各部局においては、全ての県民の皆様が共通認識のもとで感染防止行動を行うことができるよう、関係する団体等を通じて周知の徹底を図るとともに、医療確保体制の確保が図られるよう、全庁をあげて感染症対策に取り組んでください。